（記入要領）

１　本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

２　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、支店等が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に関連する支店等が営む事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

３　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

４　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

５　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

６　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

７　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「１　支店等」欄中「⑶　設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。

「⑸　種類」は、次の例にならって記入すること。

（例：変更前　支店　／　変更後　支店兼工場）

「⑹　事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

「⑺　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄には、支店等が営む事前届出業種又は支店等が営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。支店等の営む事前届出業種又は支店等の営む事業に関連する事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業又はその事業に関連する技術若しくは情報の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種又はその事業に関連する技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑻　変更予定時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している変更の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑽　変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならって記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

９　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

11　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　国の安全等に係る措置」欄には、外国為替及び外国貿易法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）